

青森県農地中間管理機構の取組への評価意見

令和元年5月29日
 (公社)あおもり農林業支援センター
 青森県農地中間管理事業評価委員会

I 農地中間管理事業の更なる進展に向けた活動の強化項目

| 視 点 | 現 状 | 評 価 意 見 |
|--|---|---|
| 1 年度目標の設定やその実現に向けた具体的な活動計画の作成と実行 | | |
| (1) 関係機関・団体の役割分担や時期を捉えた具体的な取組がされているか。 | <p>平成30年度は、県、機構、農業会議及び土地連の4者連名による事業推進方策を策定し、年度の重点推進事項を定めるとともに各団体の役割分担を明確化した。</p> <p>また、夏季・秋季の2回の重点期間を設定して、県民局等がリストアップした地域の特徴的な経営体に対する濃密な事業活用啓発活動を展開した。</p> | <p>関係団体と事業推進方策を策定し、役割分担を明確化したり、重点取組期間を設定して啓発活動を図ったりするなど、関係機関との役割分担や時期を捉えた具体的な取組がなされている。</p> <p>こうした取組が昨年度をやや上回る転貸実績に寄与したものと高く評価できる。</p> |
| (2) 地域ごと・市町村ごとなどの現状を踏まえた分析の基で、活動計画が設定され、重点的な取組活動がされているか。 | <p>機構は、市町村がそれぞれの実情を踏まえて設定した重点取組事項を支援したほか、中南・上北地域では集落営農組織、東青・三八・西北地域では大規模経営体等と、自ら啓発対象を絞り、特定農作業受託や他の貸借制度からの切替を誘導した。</p> | <p>地域の営農事情を踏まえた活動計画が設定され、重点的な取組活動が行われている。</p> <p>こうした取組が実績に寄与したものと高く評価できる。</p> |
| (3) 市町村ごとの取組の課題に応じて現場の活動体制の強化や「人・農地プラン」の話し合いの推進などの対策を講じているか。 | <p>市町村の重点取組事項には、機構側からは主に推進員が支援する体制を取っている。</p> <p>また、「人・農地プラン」や土地改良区の座談会には、本部職員も機構推進員と分担して出席し、事業内容の周知や活用啓発を図った。(延べ110回)</p> <p>しかし、「人・農地プラン」の座談会では、農地の出し手の参加が少ない地区が多い。</p> | <p>市町村ごとの課題に応じた対策が講じられているものの、出し手農家の参加は不十分である。</p> <p>出し手農家の参加には、個別事情に応じたきめ細かな対応が求められるものと推察されるので、対策を工夫するよう努めていただきたい。</p> |

| 視 点 | 現 状 | 評 価 意 見 |
|---|--|---|
| 2 農業委員会との連携 (農地利用最適化推進委員との連携) | | |
| (1) 市町村の取組の方向を市町村と共有しながら、現場において連携した活動が着実に行われているか。 | <p>機構は、市町村・農業委員会と連携して重点取組事項への支援を行っているが、現場において主体的に活動しなければならない農地利用最適化推進委員は、市町村・地域によって活動に温度差がある。</p> | <p>市町村・農業委員会との連携した活動が、一部地域で不十分であることは残念である。活動が活性化していない市町村・農業委員会への指導に努めていただきたい。</p> |
| (2) 農地利用最適化推進委員の資質向上のための研修が実施されているか。 | <p>県主催の研修会や農業会議主催の地区農業委員研修会（夏季：8地区）、事務局長・担当者会議等（冬季：5回）で最適化推進委員の役割等について周知・啓発を図った。また、市町村段階でも、機構推進員を講師に最適化推進委員の研修会を開催している（機構推進員参加：13市町村）。</p> | <p>県段階・市町村段階それぞれで、定期的かつ職位階層的に研修会が行われていることは高く評価できる。今後とも最適化推進委員の資質向上が図れるよう、努めていただきたい。</p> |
| (3) 最適化推進委員等が担当地域における「人・農地プラン」の話し合いの主導や農地の出し手・受け手の調整役としての役割を担っているのか。 | <p>各種研修会の開催により最適化推進委員の役割等については、周知浸透が図られてきたが、現状としては、「人・農地プラン」の話し合いの場における主導的な立場や地域の調整役としての役割を十分担っているとは言いがたい。</p> | <p>市町村・農業委員会との連携した活動が、一部地域で不十分であることは残念である。最適化推進委員がその役割を発揮できるよう、さらに徹底した指導・啓発に努めていただきたい。</p> |
| 3 農地整備事業との連携強化 | | |
| (1) 地域の実情に応じた機構事業の活用を促進するため、機構は、県の農地整備担当部署や県土地改良事業団体連合会、関係土地改良区などと連携体制が取られているか。 | <p>平成30年度事業推進方策を県・土地連等による4者連名で作成するとともに、機構の定例会（年4回）への県・土地連関係部署職員の出席、さらに、県民局主催の事業推進連絡会議（各地区年2回）への関係土地改良区職員の出席など、情報共有体制は整ってきたものの、現場での機構事業の活用についての連携は十分とは言えない。</p> | <p>農地整備関係者との情報共有体制が整ったことは好ましいものの、機構事業活用につながる連携に至っていないことは残念である。今後、農地整備における機構事業活用実績につながる連携体制に向け努めていただきたい。</p> |

| 視 点 | 現 状 | 評 価 意 見 |
|--|--|--|
| (2) ほ場整備事業実施地区における担い手の集積・集約化に向け機構事業活用が円滑に行われているか。 | ほ場整備事業実施地区では受益面積に対する農地中間管理事業の実施率が5年間で14%と低い。なお、五戸町では機構関連農地整備事業を活用して、9haの集積・集約化が図られた。 | ほ場整備地区での実績が前年度を下回ったことは残念である。 ほ場整備地区での実績が増加するよう努めていただきたい。 |
| 4 果樹地域での取組強化 受け手の掘り起こしとマッチング体制が取られているか。 | 園地でのマッチングを進めるため、青森県りんご協会と連携し、270支会での園地の規模拡大・縮小意向調査を実施し、判明した出し手・受け手情報13名分を11市町と情報共有するとともに、別途、貸借状況調査を実施し、他制度貸借等からの切り替えを1事例で誘導した。 | りんご協会との連携が開始されたことは好ましいものの、成果が少ないことは残念である。 果樹地域でも実績が増加するよう努めていただきたい。 |
| 5 その他 今後の実績拡大に伴い、事務の円滑化や簡略化など利用者が安心して活用できる運営改善を進めているか。 | ①受け手がより活用しやすいよう、機構独自の優遇措置として、受け手の手数料率を見直した(1%→0.5%)。 ②農家が事業をより活用しやすくなるよう、契約事務の簡素化等に関して、県と連携して国に働きかけを行った。 | 運用改善を進めていることは好ましい。 引き続き実績拡大につながるよう運用改善に努めていただきたい。 |
| 6 (国からの要請による追加事項) ー所有者不明農地対策をはじめとした機構の借入の促進ー 貸付及び借受の需給のミスマッチを解消するためにも、借受者のいない農地もある程度ストックし、借受希望者がいる場合に紹介するなど、農地の流動化に向けた取組を行って欲しい。 | 機構では貸付希望申込みのあった農地は、受け手の有無に関わらず、一定期間は登録リストにデータ保存し、需要があれば供給できる体制にしている。 所有者不明農地等は、耕作放棄地状態で受け手が見込めない農地が多く、長期間の保全管理経費や出し手への賃料(法務局への供託金など)が生じることから、中間管理権は設定せずリスト登録に止めている。 | 現在の機構の対応は適正と考える。借受希望者がいない農地の情報蓄積は必要であるが、そうした農地の保全管理を機構が担うことには問題が多い。 |

Ⅱ 総合評価

実績が、前年度をやや上回ったことは好ましいことである。機構と県、市町村、農業委員会、農地利用最適化推進委員や農地整備部署と連携強化し、地域ごとの実態に対応した取組が着実に進められていることも高く評価出来る。

一方で、出し手農家の参加が不十分であること、一部の地域で農地利用最適化推進委員の活動が活発でないこと、ほ場整備地区での実績が増加していないこと、樹園地での実績が上がらないことは残念である。

引き続き、各地域の農地利用最適化推進委員や関係機関との連携を進め、新たな視点での取組を検討しながら、各地域や出し手農家の個別事情に応じたきめ細かな対応を進めていくよう努めていただきたい。